

物品交換契約書

次の物品の交換について、支出負担行為担当官 国立療養所宮古南静園事務長 大城英作（以下「甲」という。）と、○○○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○（以下「乙」という。）は、下記条項により交換契約を締結する。

（目的）

第1条 契約に定める条件に従い、甲の所有する物品と、乙の所有する物品の所有権を移転する。

（交換物件及び価格）

第2条 交換物件及び価格は次のとおりとする。

（1）甲が交換に供する物品（以下「引渡し物品」という。）

品名	メーカー規格等	数量	単位	金額	内消費税
自動車	トヨタ エスティマハイブリッド(2,360cc) 平成15年式	1	式	,	,

上記消費税等額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税第72条の82及び72条83の規定に基づき契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

（2）乙が交換に供する物品（以下「引受け物品」という。）

品名	メーカー規格等	数量	単位	金額	内消費税
自動車		1	式	, ,	,

上記消費税等額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税第72条の82及び72条83の規定に基づき契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

（交換差金）

第3条 甲は引渡し物品の価格と引受け物品の価格の差額 , , 円を乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第4条 この契約にかかる契約保証金は免除する。

（引受け物品の納入場所及び期限）

第5条 乙は、本契約に基づき、下記の納入場所及び期限内に引受け物品を納入しなければならない。

（1）納入場所 国立療養所宮古南静園

（2）納入期限 令和3年1月24日

（権利義務譲渡の禁止）

第6条 乙は、本契約によって生ずる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、特定目的会社及び信託会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）467条及び動産及び債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行い、若しくは、乙が特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成4年法律第77号）に規定する公告を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

- (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - (2) 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定し、その他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。
 - (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより納地の変更、契約金額の変更、その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合にはもっぱら乙と丙の間において解決されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う支弁の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（個人情報保護）

- 第7条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項にいう個人情報、以下同じ。）の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、業務に係る個人情報をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。
 - 3 乙は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならぬ。
 - 4 乙は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行うものとする。また、甲は、特に必要と認めた場合は、乙に対し、個人情報の管理状況について、質問し資料の提出を求め、又はその職員に乙の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。
 - 5 乙は、業務を完了したときは、速やかに個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄を行わなければならない。
 - 6 乙は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに甲に連絡し、その詳細を書面にして報告しなければならない。

（所有権移転前の損害の負担）

- 第8条 物品を甲の指定する場所に納入し、第9条に規定する検査を完了するまでの間において物品上に生じた損害については、その損害が、甲が負うべき重大な過失による場合の外は、甲はその補償の責任を負わない。

（納入及び検査）

- 第9条 乙は契約物品を納入しようとするときは、その旨を甲に通知した後、甲の指定する場所に搬入しなければならない。搬入に要する費用は、乙の負担とする。
- 2 乙が搬入を終了したときは、甲は遅滞なく立ち会いのうえ現品を確認し、指定の場所に納入させるものとする。
 - 3 甲は納入のあった日から10日以内に検査を完了しなければならない。
 - 4 検査完了後は、甲は物品の引き渡しが完了した旨を乙に通知しなければならない。

（不合格品の引き取り）

- 第10条 物品の品質・構造・形状はすべて仕様又は見本のとおりであって、甲の検査に合格するものでなければならない。検査の結果不合格の場合は取替えなければならない。
- 2 前項の取替えをした場合であっても納期に遅れることはできない。
 - 3 検査のため物品の性能・形状を変じ、又は消耗した場合でもその損失はすべて乙の負担とし、契約数量中にこれを算入しない。

（納入前の調査）

- 第11条 甲は必要がある場合は、乙の事務所及び契約物品の製造又は保管場所を視察して必要な指導監督を行い、関係書類を調査することができる。

（過納品の引き取り）

- 第12条 納入物品に不合格又は過納品があった場合は、甲の指定した期限内に乙はこれを引き取らなければならない。もし、引き取らないときは、甲はこれを他所に運搬

することもあり、この場合乙はこれを拒むことができないのみならず、この費用及び甲が受ける損害を負担するものとする。

(納入期限の延伸)

第13条 乙の責に帰する事由により納期までに納入を完了することができない場合で、納期後に納入する見込のあるときは、甲は乙から遅滞料を徴収して納期を延長することができる。

2 前項の遅滞料は、納期の翌日から起算して履行した日までの日数に応じて、1日につき遅延となった部分に相当する額に対して、100分の1の率により算出した額とする。

3 天災、その他乙の責に帰しがたい事由により、納期内に物品を納入することができないときは、納期日までに乙はその事由を詳記して納期の延長を請求することができる。甲はその事由が正当と認めた場合は、これを許可し納期を延長することができる。

(契約代金の支払の時期及び方法)

第14条 乙は第9条の規定により物品の引き渡しを完了した場合は、所定の手続きにより契約金額を請求する。

2 甲は前項の適法な支払請求書を受理した日から起算して30日(以下「支払期日」という。)以内に支払うものとする。

(支払遅延利息)

第15条 甲は前条第2項の期限内に支払をしないときは、支払期日の翌日から起算し支払いする日までの日数に応じて、未払金額に対し年2.6%の割合で計算した金額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、その額が100円未満の時は支払わない。

(かし担保責任)

第16条 甲は第9条の納入日から1年間は、乙に対して納入物品のかしの補修、又は補修にかえ代替品の納入、もしくは損害の賠償を請求することができる。

2 前項のかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合は、前項に定める期間は5年間とする。

(甲の解除権)

第17条 甲は乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が納期までにこの契約を履行する見込がないとき。

(2) 乙が第6条の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反したことにより、契約の目的を達することができないと認められるとき。

(解除による違約金)

第18条 乙は前項の規定により契約が解除された場合においては、解除部分にかかる契約額の10分の1に相当する違約金を甲の指定する期限内に支払わなければならない。

2 乙は前項の期限内に支払いをしないときは、期限の翌日から起算し、支払いする日までの日数に応じて、未払い金額に対し年5.0%の割合で計算した金額の遅延利息を支払わなければならない。

(乙の解除権)

第19条 乙は甲が契約に違反したことにより、納入が不可能となったときは、この契約の全部もしくは一部を解除することができる。

(損害賠償)

第20条 甲は第17条の規定により契約を解除した場合において損害を生じたときは、乙に対して損害賠償を請求することができる。

2 乙は第19条の規定により契約を解除したときは、乙が直接受けた損害額を甲に請求することができる。

3 前2項によるほか、別に法令(製造物責任法等)の規定がある場合にはその法令の規定によるものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第21条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあってはその役員又は使用人。以下同じ）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21条の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第22条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲の指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- (5) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (6) 乙が甲に対し、独占禁止法に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

2 乙は契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

3 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第23条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第24条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らかの催告をせず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は視点若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をい

う。) の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。) が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)であるとき。

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第25条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らかの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第26条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請人を含む。)及び再受託者(再委託以降のすべての受託者を含む。)並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第27条 乙は、契約後に下請負等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との解約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は不当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないとときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第28条 甲は、第24条、第25条及び第27条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより、乙に生じた障害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第24条、第25条及び第27条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害賠償が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第29条 乙は自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(紛争の解決)

第30条 この契約について甲・乙間に紛争又は質疑が生じたときは、甲及び乙は誠意を持ってその解決にあたるものとし、なお解決できない場合は必要に応じて甲・乙協議のうえ選定した者に調停を依頼する。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第31条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第32条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続きを要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

(2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

(3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第33条 第32条の規定により甲が契約を解除した場合は、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(補足)

第34条 この契約に定めのない事項については必要に応じて甲・乙協議して定める。

上記の契約締結を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　沖縄県宮古島市平良字島尻888番地
支出負担行為担当官
国立療養所宮古南静園事務長　　大城　英作

乙